

【つるぎ荘・やしもデイサービスセンター】

〈サービス利用料金（1日あたり）〉

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）

注）下記自己負担額は1割相当分で記載しておりますが、一般世帯並収入の方は

2割相当分あるいは3割相当分の自己負担となります。

○ 通所介護〔通常規模型通所介護〕 サービス利用料金（1日あたり）

		要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
3時間～ 4時間 の場合	サービス利用料金	3,803 円	4,357 円	4,932 円	5,486 円	6,050 円
	うち介護保険からの 給付	3,422 円	3,921 円	4,438 円	4,937 円	5,444 円
	サービス利用に係る 自己負担分	381 円	436 円	494 円	549 円	606 円
4時間～ 5時間 の場合	サービス利用料金	3,991 円	4,577 円	5,172 円	5,757 円	6,353 円
	うち介護保険からの 給付	3,591 円	4,119 円	4,654 円	5,181 円	5,717 円
	サービス利用に係る 自己負担分	400 円	458 円	518 円	576 円	636 円
5時間～ 6時間 の場合	サービス利用料金	5,862 円	6,928 円	7,994 円	9,060 円	10,126 円
	うち介護保険からの 給付	5,275 円	6,235 円	7,194 円	8,153 円	9,113 円
	サービス利用に係る 自己負担分	587 円	693 円	800 円	907 円	1,013 円
6時間～ 7時間 の場合	サービス利用料金	6,008 円	7,095 円	8,192 円	9,279 円	10,376 円
	うち介護保険からの 給付	5,407 円	6,385 円	7,372 円	8,351 円	9,338 円
	サービス利用に係る 自己負担分	601 円	710 円	820 円	928 円	1,038 円
7時間～ 8時間 の場合	サービス利用料金	6,771 円	7,994 円	9,269 円	10,533 円	11,808 円
	うち介護保険からの 給付	6,093 円	7,194 円	8,342 円	9,479 円	10,627 円
	サービス利用に係る 自己負担分	678 円	800 円	927 円	1,054 円	1,181 円
8時間～ 9時間 の場合	サービス利用料金	6,886 円	8,140 円	9,425 円	10,721 円	12,017 円
	うち介護保険からの 給付	6,197 円	7,325 円	8,482 円	9,648 円	10,815 円
	サービス利用に係る 自己負担分	689 円	815 円	943 円	1,073 円	1,202 円

○ 通所介護〔大規模型（Ⅰ）通所所介護〕 サービス利用料金 （1日あたり）

		要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
3時間～ 4時間 の場合	サービス利用料金	3,678 円	4,211 円	4,754 円	5,287 円	5,841 円
	うち介護保険からの 給付	3,310 円	3,789 円	4,278 円	4,758 円	5,256 円
	サービス利用に係る 自己負担分	368 円	422 円	476 円	529 円	585 円
4時間～ 5時間 の場合	サービス利用料金	3,845 円	4,409 円	4,984 円	5,569 円	6,144 円
	うち介護保険からの 給付	3,479 円	3,986 円	4,504 円	5,012 円	5,529 円
	サービス利用に係る 自己負担分	387 円	444 円	501 円	557 円	615 円
5時間～ 6時間 の場合	サービス利用料金	5,601 円	6,625 円	7,649 円	8,652 円	9,676 円
	うち介護保険からの 給付	5,040 円	5,962 円	6,884 円	7,786 円	8,708 円
	サービス利用に係る 自己負担分	561 円	663 円	765 円	866 円	968 円
6時間～ 7時間 の場合	サービス利用料金	5,799 円	6,865 円	7,921 円	8,966 円	10,021 円
	うち介護保険からの 給付	5,219 円	6,178 円	7,128 円	8,069 円	9,018 円
	サービス利用に係る 自己負担分	580 円	687 円	793 円	897 円	1,003 円
7時間～ 8時間 の場合	サービス利用料金	6,479 円	7,659 円	8,861 円	10,084 円	11,296 円
	うち介護保険からの 給付	5,831 円	6,893 円	7,974 円	9,075 円	10,166 円
	サービス利用に係る 自己負担分	648 円	766 円	887 円	1,009 円	1,130 円
8時間～ 9時間 の場合	サービス利用料金	6,656 円	7,868 円	9,112 円	10,366 円	11,609 円
	うち介護保険からの 給付	5,990 円	7,081 円	8,200 円	9,329 円	10,448 円
	サービス利用に係る 自己負担分	666 円	787 円	912 円	1,037 円	1,161 円

※送迎にかかる費用（サービス実施区域内）上記サービス利用料金に含まれます。

※職員の配置状況やご利用のサービスにより、下記の加算が必要になります。		
入浴加算	入浴をされた場合	1回 522 円 （自己負担 53 円）
認知症加算	認知症の要介護者を受け入れる体制を構築し、サービス提供を行った場合	1回 627 円 （自己負担 63 円）
中重度ケア体制加算	中重度の要介護者を受け入れる体制を構築し、サービス提供を行った場合	1回 470 円 （自己負担 47 円）
機能訓練加算（Ⅱ）	計画に従い機能訓練を実施した場合	1回 585 円 （自己負担 59 円）

サービス提供体制 強化加算（Ⅰ）（イ）	介護をする者の資格（介護福祉士） の割合が一定以上の場合	1日 188円（自己負担19円）
サービス提供体制 強化加算（Ⅰ）（ロ）	介護をする者の資格（介護福祉士） の割合が一定以上の場合	1日 125円（自己負担13円）
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	職員の勤続年数の割合が一定以上の 場合	1日 62円（自己負担7円）
若年性認知症利用者受入加算	若年性認知症の利用者様に対して担 当を決めてサービスを行なった場合	1日 627円（自己負担63円）
ADL維持等加算（Ⅰ）	機能訓練指導員が定期的にADL値 を測定した場合	1月 31円（自己負担3円）
ADL維持等加算（Ⅱ）		1月 63円（自己負担6円）
介護職員処遇改善加算	自己負担額の5.9%を乗じた金額	
介護職員特定処遇改善加算（Ⅰ）	自己負担金の1.2%を乗じた金額	
介護職員特定処遇改善加算（Ⅱ）	自己負担金の1.0%を乗じた金額	

○介護予防通所介護<サービス利用料金>

下記の料金表によって、ご契約者の要支援度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（上記サービスの利用料金は、ご契約者の要支援度に応じて異なります。）

★基本サービス

	事業対象者 要支援1 要支援2	事業対象者 要支援1 要支援2	事業対象者 要支援2	事業対象者 要支援2
利用回数（※1）	週1回程度 1月に3回まで	週1回程度 1月に4回以上	週2回程度 1月に7回まで	週2回程度 1月に8回以上
1. ご契約者の サービス利用料金	3,971 円/回	17,294 円/月	3,971 円/回	35,456 円/月
2. うち、介護保険から 給付される金額	3,573 円/回	15,564 円/月	3,573 円/回	31,910 円/月
3. サービス利用に係る 自己負担額（1－ 2）	398 円/回	1,730 円/月	398 円/回	3,546 円/月

☆選択的サービス

選択的サービスを利用される場合には、それぞれ以下の料金が上記に加算されます。

1. 選択的サービス種類 とサービス利用料金	運動器機能向 上加算 2,351 円/月	口腔機能向 上加算 1,567 円/月	選択的サービス 複数実施加算 7,315 円/月	生活機能向上グ ループ活動加算 1,045 円/月	栄養改善加算 1,568 円
2. うち、介護保険から 給付される金額	2,115 円/月	1,410 円/月	6,583 円/月	940 円/月	1,411 円/月
3. サービス利用に係る 自己負担額（1－ 2）	236 円/月	157 円/月	732 円/月	105 円/月	157 円/月

※介護職員の人員基準により下記の加算が必要になります。

	事業対象者 要支援1 要支援2	事業対象者 要支援2
利用回数(※1)	週1回程度	週2回程度
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ	752 円/月 (自己負担 76 円)	1505 円/月 (自己負担 151 円)
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ	502 円/月 (自己負担 50 円)	1003 円/月 (自己負担 100 円)
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	251 円/月 (自己負担 25 円)	502 円/月 (自己負担 50 円)

(※1) 利用回数は、介護予防サービス計画の位置付けられた頻度に応じます。

※介護職員処遇改善加算が必要になります。

・・・自己負担額の5.9%を乗じた金額

※介護職員特定処遇改善加算（Ⅰ）あるいは（Ⅱ）が必要になります。

・・・（Ⅰ）自己負担額の1.2%を乗じた金額

・・・（Ⅱ）自己負担金の1.0%を乗じた金額

※上記自己負担額は、1割相当分で記載しておりますが、一般世帯並収入の方は、2割あるいは3割相当分の自己負担となります。

☆ご契約者がまだ要支援認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、介護予防サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ご契約者に提供する食事に係る費用は別途いただきます。（下記（2）①参照）

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。